

昭和二十三年三月十五日提出
質 問 第 三 号

供米問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十三年三月十五日

提出者 木 村 榮

衆議院議長 松 岡 駒 吉 殿

供米問題に関する質問主意書

一、農民の保有米の確保はポツダム宣言、憲法並びに食糧管理法によつて認められている農民の権利であると思うが如何。

一、食糧管理法第三條第一項の命令の具体的内容如何。

一、保有米にくいこむ割当は割当の期限後でも変更しうるかどうか、出来るとすればその法的根拠を示せ。

一、保有米にくいこんで出した供出農家の飯米は如何にして保証するか、又その法的根拠は如何。

右質問する。